

○医療法人等に係る法人事業税の課税標準額の算定について

令和7年3月26日

税指第1348号

総務局長

このことについて、地方税法（昭和25年法律第226号）及び神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号）の規定の趣旨を明確にするため、別紙のとおり定めたので通知します。

なお、医療法人等に係る法人事業税の課税標準額の算定について（平成17.3.17 税第423号）の通達は、廃止します。

別紙

医療法人等に係る法人事業税の課税標準額の算定について

医療法人等に係る法人事業税の課税標準額の算定については、次により行うものとする。

1 医療法人等の範囲

地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第72条の23第2項の規定を適用する医療法人等とは、次のものをいうものであること。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条の規定による医療法人
- (2) 医療施設（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第21条の7に規定する医療施設を除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）
- (3) 法第72条の5第1項に掲げる公益法人等で医療保健業を行うもの
- (4) 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもののうち医療保健業を行うもの

なお、法第72条の23第2項の規定は、(3)及び(4)の法人等について直接適用されないが、この制度の趣旨に鑑み、医療法人と同様の取扱いをするものであること。

2 法人事業税の課税標準額の算定における基本原則

法第72条の23第2項により、医療法人等が社会保険診療につき支払を受けた金額は、益金の額に算入せず、また、当該社会保険診療に係る経費は、損金の額に算入しないこととされており、当該規定を受けて神奈川県県税条例（昭和45年条例第26号）第17条第1項により、所得の区分経理を義務付けているところであるが、医療法人等が明確に区分経理を行っている場合及び法人税の課税標準となる所得の算定において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条第1項の規定を適用した場合を除き、原則として、国の通知「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）（平成22.4.1 総税都第16

号)」第3章4の8の4に規定するいわゆる「経費あん分方式」又は「所得あん分方式」により、法人事業税の課税標準額を算定するものとする。

なお、「明確に区分経理を行っている場合」とは、社会保険診療部門と自由診療等部門又は医療事業部門とその他事業部門とがそれぞれ独立採算制を採用している場合等一定の方式が確立し、その区分経理が妥当と認められる場合をいうものであること。

3 用語の定義

この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所得金額 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第6号様式別表5の⑩「再仮計」欄に記載すべき金額をいう。
- (2) 社会保険診療収入金額 法第72条の23第2項の規定により、所得金額の計算上益金の額に算入される給付又は医療、介護、助産若しくはサービスにつき支払を受けた金額(社会保険診療に係る診療報酬の審査によって生ずる査定損益の金額で、申告に係る事業年度内に当該査定損益に係る通知があったものを含む。)をいう。
- (3) 医療事業等に係る収入金額 所得金額の計算上益金の額に算入する金額で、医療の対価の金額及び医療事業に付随して生ずる収入金額をいう。
- (4) 医療総収入(経費あん分方式の場合に使用) 医療事業等に係る収入金額のうち、医療に係る収入で、社会保険診療収入、自由診療収入、健康診断収入、嘱託収入、室料の差額収入、診断書等の文書収入、その他診療に係る収入をいう。
- (5) 社会保険診療専属経費(経費あん分方式の場合に使用) 社会保険診療に係る収益を実現するために要した費用として明確に区分できる直接経費をいう。
- (6) 共通医療直接費(経費あん分方式の場合に使用) 診療直接の費用のうち、社会保険診療と自由診療とに区分できないもの、例えば、医師、薬剤師、看護師等の人件費、薬剤及び材料費、検査料、患者に対する賄費、医療器械並びに診療用の車両運搬具等の減価償却費をいう。
- (7) 共通一般管理費等(経費あん分方式の場合に使用) 診療に直接関係のない費用で、一般管理費、支払利息、減価償却資産の譲渡損、廃棄損等をいう。

4 医療事業のみを行っている医療法人等の取扱い

医療事業のみを行っている医療法人等(所得金額に土地、土地の上に存する権利及び建物(以下「土地等」という。)の譲渡損益、有価証券の譲渡損益又はこれらの評価損益が含まれる場合の当該所得金額を課税標準額の算定の基礎とする医療事業のみを行っている医療法人等を除く。以下同じ)については、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 経費あん分方式による課税標準額の算定

次の計算式により課税標準額を算定するものであるが、具体的には、「医療法人等に
係る所得区分計算書（経費あん分方式）」（別記様式）によるものであること。

(計算式)

$$\text{所得金額} - \left\{ \text{社会保険診療収入金額} - \left[\text{社会保険診療専属経費} + \text{共通医療直接費} \right. \right. \\ \left. \left. \times \frac{\text{社会保険診療収入金額}}{\text{医療総収入}} + \text{共通一般管理費等} \times \frac{\text{社会保険診療収入金額}}{\text{医療事業等に係る収入金額}} \right] \right\}$$

なお、共通医療直接費及び共通一般管理費等をあん分する際にあん分率に小数点以下
第4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(2) 所得あん分方式による課税標準額の算定

次の計算式により課税標準額を算定するものであるが、具体的には、「医療法人等に
係る所得の区分及び基準法人所得割額に関する計算書（所得あん分方式）」（別記様式）
によるものであること。

(計算式)

$$\text{所得金額} - \text{所得金額} \times \frac{\text{社会保険診療収入金額}}{\text{医療事業等に係る収入金額}}$$

なお、社会保険診療に係る収入金額を医療事業等に係る収入金額で除して得た数値に
小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

5 医療事業と医療事業以外の事業を併せて行っている医療法人等の取扱い

医療事業と医療事業以外の事業を併せて行っている医療法人等(所得金額に土地等の譲
渡損益、有価証券の譲渡損益又はこれらの評価損益が含まれる場合の当該所得金額を課税
標準額の算定の基礎とする医療事業のみを行っている医療法人等を含む。)については、
次のとおり取り扱うものとする。

(1) 経費あん分方式による課税標準額の算定

所得金額を医療事業に係る所得金額と医療事業以外の事業に係る所得金額(土地等の
譲渡損益、有価証券の譲渡損益又はこれらの評価損益を含む。以下同じ。)とに区分し
た上で、さらに、医療事業に係る所得金額について、次の計算式により社会保険診療分
以外の所得金額を算定し、これを医療事業以外の事業に係る所得金額と合算して課税標
準額を算定するものであるが、具体的には、「医療法人等に係る所得の区分及び基準法
人所得割額に関する計算書（経費あん分方式）」（別記様式）によるものであること。

(計算式)

①医療事業に係る所得金額のうち社会保険診療分以外の所得金額の算定

$$\begin{aligned}
& \text{医療事業に係る所得金額} - \left\{ \begin{array}{l} \text{社会保険診療収入金額} - \left[\text{社会保険診療専属経費} \right. \\ \left. + \text{共通医療直接費} \times \frac{\text{社会保険診療収入金額}}{\text{医療総収入}} + \text{共通一般管理費等} \right. \\ \left. \times \frac{\text{社会保険診療収入金額}}{\text{医療事業等に係る収入金額}} \right\}
\end{array} \right\}
\end{aligned}$$

なお、共通医療直接費及び共通一般管理費等をあん分する際にあん分率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

②課税標準額の算定

①の社会保険診療分以外の所得金額医+療事業以外の事業に係る所得金額

(2) 所得あん分方式による課税標準額の算定

所得金額を医療事業に係る所得金額と医療事業以外の事業に係る所得金額とに区分した上で、次の計算式により課税標準額を算定するものであるが、具体的には、「医療法人等に係る所得の区分及び基準法人所得割額に関する計算書(所得あん分方式)」(別記様式)によるものであること。

(計算式)

$$\text{所得金額} - \text{医療事業に係る所得金額} \times \frac{\text{社会保険診療収入金額}}{\text{医療事業等に係る収入金額}}$$

なお、社会保険診療に係る収入金額を医療事業等に係る収入金額で除して得た数値に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(3) 所得金額等が区分されていない場合の取扱い

所得金額が医療事業に係る所得金額と医療事業以外の事業に係る所得金額に区分されていない場合は、所得金額をそれぞれの事業に係る売上金額(医療事業と医療事業以外の事業の差益率が著しく異なる場合は、それぞれの事業に係る差益。以下同じ)の割合によってあん分し、医療事業に係る所得金額と医療事業以外の事業に係る所得金額とに区分するものとする。

また、経費あん分方式により課税標準額を算定する場合において、医療事業に係る損益等と医療事業以外の事業に係る損益等に区分されていない場合も、それぞれの事業の売上金額の割合によってあん分するものとする。

(4) 医療事業以外の事業が軽微なものである場合の取扱い

医療事業以外の事業に係る売上金額が、医療事業に係る売上金額のおおむね1割程度である場合など、社会通念上独立した事業部門と認められない程度のものであるときは、所得金額を区分することは要せず、4に準じて課税標準額を算定して差し支えないものとする。

(5) 医療事業以外の事業に係る所得金額に算入する土地等の譲渡益の金額

土地等の譲渡益について、法人税法（昭和40年法律第34号）第50条及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第3章第6節に規定する圧縮記帳等により損金の額に算入された金額がある場合は、当該土地等の譲渡益の金額から当該損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額を医療事業以外の事業に係る所得金額に算入するものとする。

6 課税標準額の算定上の留意事項

(1) 社会保険診療に係る収入金額

社会保険診療に係る収入金額は、当該金額を預金等したことにより付される利子等の金額並びに労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定に基づき支払を受ける保険給付及び公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）の規定に基づき支払を受ける補償給付に係る金額を含まないものであること。

(2) 医療事業等に係る収入金額

医療事業等に係る収入金額は、医療の対価の金額のほか、医療事業に付随して生ずる受取利息、補助金、不用品売却収入に係る収入金額を含むものであり、医療事業のみを行っている法人にあっては、所得金額の計算上益金に算入するすべての金額と一致すべきものであること。なお、その算定に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第42条及び第47条に規定する圧縮記帳の対象とされる国庫補助金等及び保険金等の金額 当該金額から圧縮記帳により損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額を医療事業等に係る収入金額に算入する。

イ 補助金及び助成金（アに該当するものを除く。） 当該補助金及び助成金の収入金額から当該補助及び助成の対象となる費用として支払った金額を控除した金額（当該金額が零以下である場合は零とする。）を医療事業等に係る収入金額に算入する。

ウ 生命保険金、損害保険金その他これに類するもの（以下「保険金等」という。）の金額（アに該当するものを除く。） 保険金等の金額から当該保険金等に係る事故当事者又は当該事故当事者の親族等に支払った金額を控除した金額（当該金額が零以下である場合は零とする。）を医療事業等に係る収入金額に算入する。

エ 従業員から受け取る給食収入 当該給食収入に係る給食の材料費相当額を控除した金額（当該金額が零以下である場合は零とする。）を医療事業等に係る収入金額に算入する。

オ 各種引当金及び準備金の戻入額 医療事業等に係る収入金額に算入しない。

(3) 社会保険診療査定損益（経費あん分方式の場合）

査定損益は、その通知のあった事業年度の診療収入に加算又は減算する。

(4) 賄収入（経費あん分方式の場合）

賄収入のうち従業員が負担した食事代については、当該給食が福利厚生的な性格を有することから、給食材料費に戻入してその差額を「区分困難な共通経費」とする。

(5) 税務調整（経費あん分方式の場合）

税務計算上の加算若しくは減算又は認定損益については、それぞれの項目の内容にしたがって区分し、益金又は損金に加算、減算する。ただし、預金計上漏れ等の加算内容が、収入金の計上漏れか、損金の架空計上によるものか明らかでないもの等については、その他の付随収入とする。

7 租税特別措置法第67条の規定を適用した場合の取扱い

医療法人等が、法人税の課税標準額となる所得の算定において、租税特別措置法第67条第1項の規定を適用した場合は、次の計算式により課税標準額を算定するものとする。

(計算式)

所得金額－（社会保険診療に係る収入金額－租税特別措置法第67条第1項の規定により損金に算入された額）

8 その他

申告書には7の場合を除き、「医療法人等に係る所得区分計算書（経費あん分方式）」又は「医療法人等に係る所得の区分及び基準法人所得割額に関する計算書（所得あん分方式）」の添付を要するものとする。

附 則

この通達は、通知の日から施行し、令和7年4月1日以後に開始する事業年度分の事業税から適用する。

附 則（令和8年税指第1290号）

この通達は、通知の日から施行する。

医療法人等に係る所得区分計算書(経費あん分方式)

法人名

事業年度

から
まで

科	目	課非区分	総額	非課税分	課税分	備考
1 医療 総 収 入	社会保険診療収入	非課税	円	円	円	○ 「その他診療に係る収入」欄には、次の収入も含めること。 健康診断証明収入、医療相談収入、受託技工、検査料等収入、嘱託収入、室料の差額収入、診断書等の文書収入など。 ○ 「救急医療施設運営費等補助金」欄には、当該補助金のほか、主として医師、薬剤師、看護師等直接医療に係る人件費の補てんを目的とする補助金の収入を記入すること。 ○ 「委託事業に係る収入」欄には、神奈川県又は県内の市町村から委託を受けて医業・保健指導に関する事業を行った場合で、法人事業税の委託事業の減免に該当するものの収入を記入すること。
	自由診療収入	課税				
	労災保険診療収入	課税				
	社会保険診療に該当しない介護保険収入	課税				
	その他診療に係る収入	課税				
	救急医療施設運営費等補助金	課税				
	委託事業に係る収入	課税			(7)	
	計 (A)					
	あん分率	①	1			
2 医療 事業 に 付 随 着 す る 収 入	受取利息	課税	円	円	円	○ 「雑収入」欄には、不用品売却収入、売店収入、電話、ガス、寝具等使用料収入等医療事業に付随した収入を記入すること。 ○ 従業員が負担した食事代に係る賄収入については、給食材料費と相殺して差し支えない。
	補助金 (救急医療施設運営費等補助金を除く。)	課税				
	雑収入・その他の付随収入	課税				
	計 (B)					
医療事業等に係る収入金額 (A)+(B) (C)					(7)	
上記のあん分率		②	1			
3	社会保険診療専属経費 (D)	非課税	円	円	円	○ 社会保険診療に係る収益を実現するために要した費用として明確に区分できる直接経費を記入すること。 ○ 共通医療直接費の算定に用いるあん分率①の算式
4 共 通 医 療 直 接 費	人件費	あん分①				非課税分 $\frac{\text{社会保険診療収入}}{\text{(A)の総額}} = 0. \times \times \times \times \dots \text{①}$ (4位未満切捨て) 課税分 = 1 - ① ○ 「人件費」欄には、医師、薬剤師、看護師等直接医療に係る人件費を記入すること。
	薬品費	あん分①				
	材料費	あん分①				
	患者給食材料費	あん分①				
	減価償却費 (直接分)	あん分①				
	外注費	あん分①				
	その他直接費	あん分①				
計 (E)						
5 共 通 一 般 管 理 費 等	法人事業税	課税				○ 一般管理費の算定に用いるあん分率②の算式 非課税分 $\frac{\text{社会保険診療収入}}{\text{(C)の総額}} = 0. \times \times \times \times \dots \text{②}$ (4位未満切捨て) 課税分 = 1 - ②
	区分できる一般管理費	区分				
	区分できない一般管理費	あん分②				
	支払利息	あん分②				
	資産の譲渡損 廃業損	あん分②				
	計 (F)					
6	各種引当金 十一 (G)	あん分②				○ 当期繰入額、繰戻額を相殺のうえ、加算又は減算すること。
7	各種準備金 十一 (H)	あん分②				
医療事業に係る当期利益又は当期欠損の額 (C) - {(D)+(E)+(F) ± (G・H)} (I)						
8	医療事業以外の事業等の当期利益又は当期欠損の額 (J)	課税				○ 医療事業以外の事業に係る当期の利益又は欠損の額又は土地等の譲渡益(譲渡損)、有価証券の売却益(売却損)又は評価益(評価損)その他これに類するものがあるときはその額を記入すること。
計 (I)+(J) (K)						
9 法 人 税 別 表 (四)	加算 (L)		あん分②			○ あん分については、上記までの各欄に区分されているものはそのあん分率によりあん分し、新たな項目については、共通一般管理費等のあん分率に準じて処理すること。 ○ この欄の加算、減算は、法人税別表(四)の各欄のうち、該当するものを記入すること。
		計				
	減算 (M)		あん分②			
		計				
税務計算後の所得金額又は欠損金額 (K)+(L)-(M) (N)					(7)	
10欠損金又は災害損失金の当期控除額 (O)						○ 総額欄には法人税の繰越欠損金額等を、課税分欄には法人事業税の課税所得として計算された繰越欠損金額等を記入すること。
法人事業税の課税標準となる所得金額 (N)-(O) (P)					(エ)	○ 委託事業に係る所得金額がない場合は、この欄の金額を省令第6号様式②「所得金額総額」欄に転記してください。
11委託事業に係る所得金額 (Q)			(7) × (7) (4)			
所得金額差引計 (R)						○ 委託事業に係る所得金額がある場合は、この欄の金額を省令第6号様式②「所得金額総額」欄に転記してください。

(注) 1 この計算書は、法人事業税を申告する際に添付してください。

2 決算書及び法人税申告書別表(四)の写しを添付してください。

医療法人等に係る所得区分計算書（経費あん分方式）の別紙

基準法人所得割額の計算

この表は委託事業に係る減免の適用を受ける法人が、特別法人事業税の基準法人所得割額を計算するためのものです((Q)欄に金額のある法人のみ記載)。

摘 要	(S)	所得割の課税標準	税率 ($\frac{\quad}{100}$)	基準法人所得割額
12 所得金額総額 (「所得の区分計算」の(P)の欄の課税分(エ)の金額)	(S)	円	/	/
13 年 4 0 0 万 円 以 下 の 金 額 年 4 0 0 万 円 を 超 え る 金 額	(T)	000		円 00
	(U)	000		00
	(V)	000		00
計 (T) + (U) + (V)	(W)	000	/	00
14 軽減税率不適用法人の金額	(X)	000		00

※ (W)又は(X)の「基準法人所得割額」欄の金額を省令第6号様式(53)欄(所得割に係る特別法人事業税額)の「課税標準」欄に転記してください。

医療法人等に係る所得の区分及び基準法人所得割額に関する計算書（所得あん分方式）

法人名
事業年度 . . . から
 . . . まで

1 所得の区分計算

科 目		金 額	備 考
所 得 金 額	①	円	
医療事業と医療事業以外の事業を併せて行う場合の所得の区分	医療事業以外の事業に係る所得金額	※1	
	医療事業に係る所得金額 ①－②	③	
社会保険診療に係る所得金額 ①×G又は③×G	④		1円未満の端数は、正数の場合は切り上げ、負数の場合は切り捨ててください。
課税所得金額 ①－④	⑤		
欠損金又は災害損失金の当期控除額	⑥		
法人事業税の課税標準となる所得金額 ⑤－⑥	⑦		委託事業に係る所得金額がない場合は、この欄の金額を省令第6号様式⑳「所得金額総額」欄に転記してください。
委託事業に係る所得金額 ⑤× $\frac{D}{B}$	⑧		正数の場合は1円未満の端数を切り上げ、負数の場合は零としてください。
所得金額差引計 ⑦－⑧	⑨		委託事業に係る所得金額がある場合は、この欄の金額を省令第6号様式⑳「所得金額総額」欄に転記してください。

※1 土地等の譲渡損益、有価証券の譲渡損益又はこれらの評価損益その他これに類するものがあるときは、その額を含めて計上してください。

(計算の基礎とする収入金額の計算)

科 目	金 額	備 考
社会保険診療に係る収入金額 A	円	
その他の収入金額 B		
自由診療収入		
労災保険診療収入		
社会保険診療に該当しない介護保険収入	※2	
その他診療等に係る収入 C		
委託事業に係る収入 D		
受取利息等		
雑収入 E	※3	
医療事業等に係る収入金額 (A+B) F		
あん分率 (A/F) G		小数点第4位未満は切り上げてください。

※2 社会保険診療に該当しない介護保険収入について

介護保険法の規定に基づくサービスのうち社会保険診療に該当しないサービスの収入金額を計上してください。

※3 雑収入について

- ① 圧縮記帳の対象となる国庫補助金等及び保険金等については、当該金額から圧縮記帳により損金の額に算入された金額に相当する金額を控除した金額を計上してください。
- ② 補助金・助成金については、補助・助成の対象となる費用として支払った金額を控除した金額(当該金額が零以下であるときは零とします。)を計上してください。
- ③ 保険金等の金額については、保険金等の金額から事故当事者又は当該事故当事者の親族等に支払った金額を控除した金額(当該金額が零以下であるときは零とします。)を計上してください。
- ④ 従業員から受け取る給食収入は、当該給食収入に係る給食の材料費相当額を控除した金額(当該金額が零以下であるときは零とします。)を計上してください。
- ⑤ 各種引当金及び準備金の戻入額は収入金額には含めないでください。

2 基準法人所得割額の計算

この表は委託事業に係る減免の適用を受ける法人が、特別法人事業税の基準法人所得割額を計算するためのものです(⑧欄に金額のある法人のみ記載)。

摘 要	所得割の課税標準	税率 ($\frac{\quad}{100}$)	基準法人所得割額
所得金額総額 (「1 所得の区分計算」の⑦の欄の金額)	円		
年 400 万 円 以 下 の 金 額	000		円 00
年 400 万 円 を 超 え る 金 額	000		00
	000		00
計 ⑪ + ⑫ + ⑬	000		00
軽減税率不適用法人の金額	000		00

※ ⑭又は⑮の「基準法人所得割額」欄の金額を省令第6号様式㉑「所得割に係る特別法人事業税額」の「課税標準」欄に転記してください。